

●香川県告示第174号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第2項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の廃止の届出があった。

平成26年4月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日
平成26年3月31日
- 2 所在地
高松市郷東町142番地1
- 3 名称
一般財団法人 香川県交通安全協会
- 4 売りさばき場所
高松市郷東町587番地1 香川県自動車学校内